

# 家族介護慰労金のお知らせ

広島市では、在宅で寝たきりの人等を介護している家族に対して、慰労金を支給します。

## 1 支給対象者

次のすべてに該当する人を、在宅で、1年以上継続して介護している家族（主として介護している人）へ支給します。

- (1) 65歳以上、又は、40歳から64歳までで介護保険サービスが利用できる特定疾病に該当する
- (2) 市民税非課税世帯に属している
- (3) 介護保険の要介護4・5と認定されているか、又は、要介護4・5相当と認められる
- (4) 介護保険のサービスを利用していない(ただし、7日以内のショートステイ(短期入所生活介護又は短期入所療養介護)利用を除く。)

## 2 申請方法等

所定の申請書をお住まいの区の福祉課へ提出してください。

なお、介護を必要とする人が、次のようなときは、事前に相談してください。

### (1) 介護保険の認定を受けていないとき

要介護4・5に相当するかどうかの調査を、最初に受けておく必要があります。

### (2) 病院・施設等へ90日以上継続して入院・入所しているときや、入退院(所)を繰り返しているとき

実際に在宅で介護した期間が1年間になった時点でないと、申請できないことがあります。

## 3 支給金額 10万円

## 4 お問い合わせ・お申込み先 お住いの区の福祉課

区名	所在地	電話番号	FAX番号
中	中区大手町4-1-1	504-2570	504-2175
東	東区東蟹屋町9-34	568-7730	568-7781
南	南区皆実町1-4-46	250-4107	254-9184
西	西区福島町2-24-1	294-6218	233-9621
安佐南	安佐南区中須1-38-13	831-4941	870-2255
安佐北	安佐北区可部3-19-22	819-0585	819-0602
安芸	安芸区船越南3-2-16	821-2808	821-2832
佐伯	佐伯区海老園1-4-5	943-9729	923-1611

令和2年4月改訂

※ 特定疾病とは

次の 16 種類の病気です。

- ① がん【がん末期】
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋萎縮性側索硬化症
- ④ 後縦靭帯骨化症
- ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥ 初老期における認知症
- ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧ 脊髄小脳変性症
- ⑨ 脊柱管狭窄症
- ⑩ 早老症
- ⑪ 多系統萎縮症
- ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬ 脳血管疾患
- ⑭ 閉塞性動脈硬化症
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症